株式会社ベイオーク 管理本部

## オークション規約一部改定のお知らせ

会員の皆様には、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度、オークション規約を以下の通り、一部改定させていただくことになりましたので、 ご案内申し上げます。また、これに伴い、<u>ベイオークに適格請求書発行事業者番号を申告し</u> ていない会員様は、**落札も不可**となりますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

## 【改定日】令和5年11月1日より適用

## 【変更内容】

- ◆ 市場規約第4条『入会条件』1項に以下を追加②適格請求書発行事業者登録番号を取得していること。
- ◆ 市場規約第17条『取引の制限』5項を削除。
  - 5. 適格請求書発行事業者でない、または、ベイオークに適格請求書発行事業者番号を 申告していない会員は、出品することができません。
- ◆ 市場規約第19条『登録事項の変更に関する届出』を以下の内容に変更 会員は、登録事項(社名、住所、電話番号、取引銀行、適格請求書発行事業者登録番号、 その他の内容)に変更があった場合、速やかに所定の方法で変更の内容を届け出なけれ ばならないものとします。届出がない場合、ベイオークは会員の取引制限を付すことが できるものとし、それによって生じた損害についてベイオークは一切責任を負わないも のとします。

以上